



日高川町で住宅取得をお考えの皆さまへ

日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金 + フラット35子育て支援型のご案内

日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金と【フラット35】子育て支援型による借入金利の一定期間引下げが併せて利用できます！

日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業 住宅取得等補助金について

最大130万円!!

対象者

平成29年10月1日以降に、自らが居住するために**新築住宅等**を取得した方で、以下の要件を満たす方

⚠️ ご注意点

日高川町による補助金の対象者は右の「①又は②の**いずれか**を満たす方」ですが、【フラット35】子育て支援型による金利引下げの対象は「①と②の**両方**を満たす方」となります。(裏面の要件もご参照ください。)

① 住宅取得日(登記日)において
18歳以上39歳以下の方

(配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象)

又は

⚠️
ご注意点
参照

② **中学生以下の者と同居し扶養する方**

(※扶養とは、「監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持すること」をいいます。)

- 対象住宅の所在地に住民登録し、定住する意思がある方
- 所在地の行政区に所属し、地域活動等に積極的に参加できる方
- 町税等の滞納がない方
- 過去に本補助金の交付を受けていない方
- 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定される暴力団員でない方

住宅・土地の要件

○住宅について

- ・新築住宅又は未使用の建売住宅であること
- ・玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを完備した住宅であること
- ・居住を目的とし、延床面積が70㎡以上であること
- ・平成29年10月1日以降に取得した住宅であること

(所有権保存登記又は所有権移転登記の登記日が、平成29年10月1日以降であること)

○土地について

- ・対象となる土地面積は、200㎡まで

補助額

上限130万円 (対象経費の10%以内)

対象となる経費

・新築住宅の建築費用の10%以内

上記の住宅取得にかかる以下の費用を含みます。
(いずれも対象面積は200㎡まで)

〔 土地購入：住宅取得日以前3年以内に取得した土地の購入費用
造成：住宅取得日以前3年以内に宅地造成した費用 〕

・未使用の建売住宅の購入費用の10%以内

平成29年10月1日から平成32年3月15日まで

※住宅取得日から1年以内に申請してください。

申請期限

注意事項

いずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ・虚偽の申請やその他不正な手段で補助金交付を受けた場合
- ・町税等の滞納があった場合
- ・交付の決定を受けた日から起算して5年以内に対象物件を譲渡し、交換し、貸し付けた場合、又は世帯全員が町外に転出した場合

ご利用いただくための要件

1. 「日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業」補助対象要件に該当する方

▲なお、以下について**両方を満たしていること**。

- ・補助申請者又はその配偶者の年齢が住宅取得日において、満18歳以上39歳以下であること。
- ・補助申請者に、申請日において、中学生以下である現に同居し扶養する子がいること。

2. 日高川町から「**利用対象証明書**」が発行される方 ※1

※1 住宅の新築又は購入に限ります。

【フラット35】の金利引下げ

「**利用対象証明書**」をローン契約前に**【フラット35】**申込み金融機関に提出いただくと、

【フラット35】の借入金利を
当初5年間 年0.25%
引き下げます！

■借入金利年1.35%※2の場合で
【フラット35】S（Aプラン）※3を併せて利用した場合

当初5年間金利 **0.85%**
6～10年目金利 **1.10%**
11年目以降金利 **1.35%**

【試算例】

借入金利：1.35%※2
借入額：3,000万円（融資率9割以下）
借入期間：35年
元利均等返済、ボーナス返済なし



	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S（金利Aプラン）※3との併用		
借入金利	全期間 1.35%	当初5年間 年0.85%	6～10年目 年1.10%	11年目以降 年1.35%
金利引下げ幅	-	▲0.25% +	▲0.25%	-
毎月の返済額	89,666円	82,604円	85,611円	88,194円
総返済額	約3,765万円	約3,655万円		
【フラット35】との比較	-	▲110万円		

約110万円
お得！

（注1）【フラット35】子育て支援型・地域活性化型及び【フラット35】Sは平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります。（予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間までに【フラット35】サイト（<http://www.flat35.com>）でお知らせします。）

（注2）上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概算です。

※2 平成30年4月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付金利の場合で、取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35（買取型）】の金利です。

※3 【フラット35】Sとは、【フラット35】を申込みのお客さまが、省エネルギー性・耐震性等、質の高い住宅を取得する場合に、借入金利を一定期間0.25%引き下げる制度です。【フラット35】Sには金利引下げ期間が異なる金利Aプラン、金利Bプランがあり、適用となるプランは取得する住宅の質により決定します。詳しくは【フラット35】サイトでご確認願います。（【フラット35】サイト <http://www.flat35.com>）

《借入に当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額（非住宅部分を除く。）以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35（買取型）】では、借入期間（20年以下・21年以上）、融資率（9割以下・9割超）、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書】の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35（買取型）】では住宅金融支援機構、【フラット35（保証型）】では取扱金融機関を抵当権とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用（登録免許税、司法書士報酬等）は、お客さま負担となります。●【フラット35（買取型）】では、借入対象となる住宅について、火災保険（損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入していただきます（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35（買取型）】はご利用いただけます（【フラット35（保証型）】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。）。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型、【フラット35】S及び【フラット35】リノバは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレット等）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

<照会先> 補助金について

【フラット35】について

日高町役場 企画政策課 定住促進室

住宅金融支援機構 近畿支店 地域営業第二グループ

Tel 0738-23-9511

Tel 06-6281-9281